

昭和二十五年十二月九日受領
答弁第一六八号

(質問の一六八)

内閣衆質第一六八号

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人とに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人とに関する質問に対する答弁書

「ポツダム」宣言の受諾によつて、無條件降服をしたわが国として、占領政策に対し、誠意を以つて協力すべきは当然であるが、これを口実として政治、経済、産業等の上に不当な干渉を加え、又は真面目で建設的な思想、言論、出版等を抑圧しているような事実はなく、従つて、そのような理由によつて、犯罪が激増しているとは到底考えられない。しかしながら、占領政策に対する虚偽又は破壊的な批判、交渉等に名を借りる悪質な集団暴行行為等いやしくも法令に違反する行為に対しては、今後といえども嚴重に取り締る考えである。

右答弁する。